

付録 産業財産権関係料金 (特許庁への手続に必要な料金)

概略表

(詳細：特許HP <http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>)

1. 出願料

	料 金
特 許	14,000
実用新案	14,000 + (第1年分～第3年分実用新案登録料)
意 匠	16,000
商 標	3,400 + (区分数×8,600)

2. 特許料・登録料

(1) 特許料

料 金	平成16年4月1日以降に審査請求をした出願		平成16年3月31日までに審査請求をした出願	
	基本料	請求項毎	基本料	請求項毎
第1年から第3年まで毎年	2,100	200	10,300	900
第4年から第6年まで毎年	6,400	500	16,100	1,300
第7年から第9年まで毎年	19,300	1,500	32,200	2,500
第10年から第25年まで毎年	55,400	4,300	64,400	5,000

※第21年から第25年については、延長登録の出願があった場合のみ

(2) 実用新案登録料

料 金	基本料	請求項毎
第1年から第3年まで毎年	2,100	100
第4年から第6年まで毎年	6,100	300
第7年から第10年まで毎年	18,100	900

(3) 意匠登録料

料 金	
第1年から第3年まで毎年	8,500
第4年から第20年まで毎年	16,900

※第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ

(4) 商標登録料

料 金	
商標登録料	28,200 × 区分数
分納額 (前期・後期支払)	16,400 × 区分数
更新登録申請	38,800 × 区分数
分納額 (前期・後期支払)	22,600 × 区分数

3. 出願審査請求料等

(1) 特許

料 金	基本料	請求項毎
出願審査請求	118,000	4,000
特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	71,000	2,400
特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	106,000	3,600

(2) 実用新案 (技術評価請求)

	基本料	請求項毎
技術評価書の請求	42,000	1,000
特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願	8,400	200
特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願	33,600	800